



兵庫県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

ひょうごご困難な問題を抱える女性への支援計画 【概要版】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）に基づく県基本計画（法定計画）の策定

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法・令和6年4月1日施行）

【背景】

- 女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化〔生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など〕
- コロナで顕在化した「孤独・孤立対策」の視点も含めた、新たな女性支援強化が喫緊の課題
- 「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法からの脱却、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」など、新たな支援の枠組みを構築

【支援の対象者】

性的被害、家庭状況、地域社会との関係性その他の事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性

【法律のポイント】

- 困難な問題を抱える女性が意思を尊重されながら最適な支援を受けることにより、福祉が増進される体制を整備
- 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資する
- 関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施

【基本方針、基本計画等】

(厚生労働大臣) 基本方針を策定 (令和5年3月末に策定)
(都道府県) 基本計画を策定 (法定計画)

2 県基本計画の概要（国基本方針）

計画期間	5 年間（新規：R6年度～R10年度）
根拠条項	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項
計画に盛り込む支援の内容・取組	・相談支援 ・一時保護 ・被害回復支援 ・同伴児童等への支援 ・自立支援 ・アウトリーチ等による早期の把握 ・居場所の提供 ・日常生活の回復の支援 ・アフターケア

基本計画の構成(イメージ)



困難な問題を抱える女性

具体的施策の展開

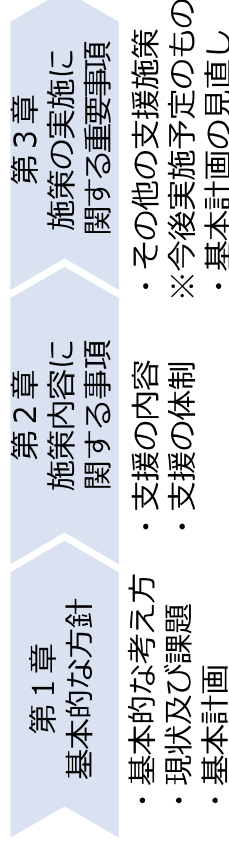
- ① 相談支援の強化充実
- ② 安全確保
- ③ 支援体制の確立
- ④ 関係機関・民間との連携・協働
- ⑤ 教育・啓発の推進等

困難な問題を抱える女性を支える5本の柱

<計画の基本方針>

- ・ 基本的な考え方
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援を巡る状況と課題
- ・ 計画体系

(参考) 国が示す構成



具体的な支援の内容 (例)

- ① アウトリーチ等による早期の把握
- ② 居場所の提供
- ③ 相談支援
- ④ 一時保護
- ⑤ 被害回復支援
- ⑥ 生活の場を共にすることによる支援 (生活支援・権利回復支援)
- ⑦ 同伴児童等への支援
- ⑧ 自立支援
- ⑨ アフターケア

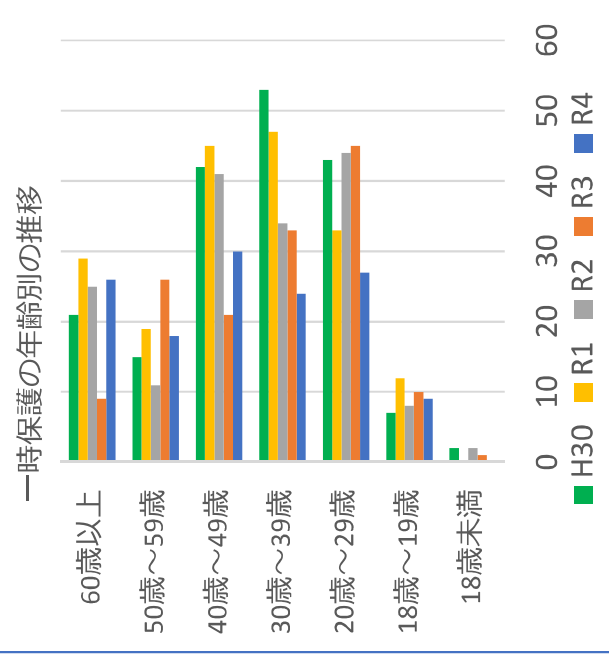
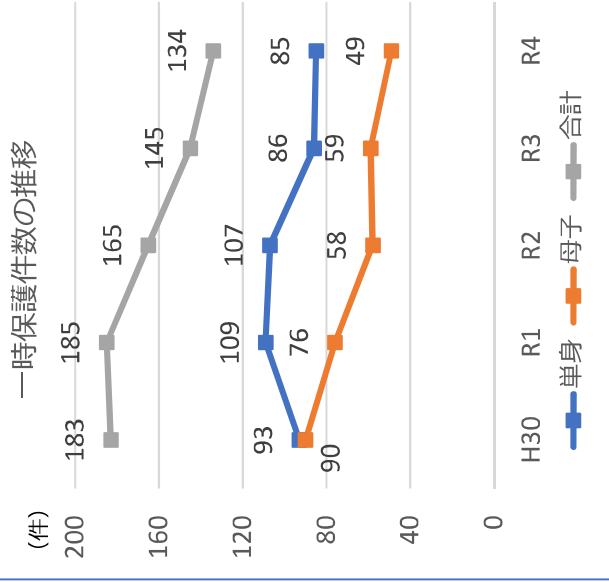
支援の体制 (例)

- ① 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制
- ② 民間団体との連携体制
- ③ 関係機関との連携体制
- ④ 支援調整会議
- ⑤ 教育・啓発
- ⑥ 人材育成・研修
- ⑦ 調査研究等の推進

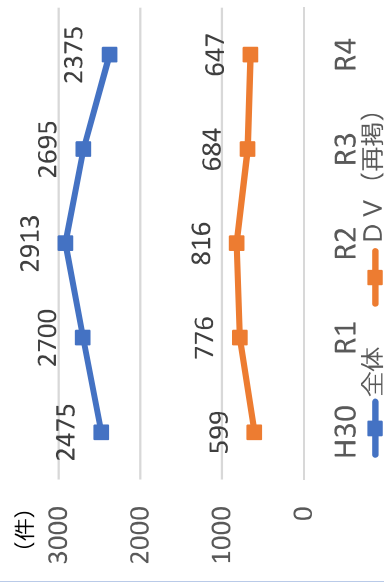
困難な問題を抱える女性を巡る状況

一時保護件数は、減少傾向にあり、R4年度の年代別では40歳代が30件（22.4%）と最も多く、20歳代が27件（20.1%）、60歳以上が26件（19.4%）となっている。
女性相談支援員（旧婦人相談員）は22市町が未配置である。

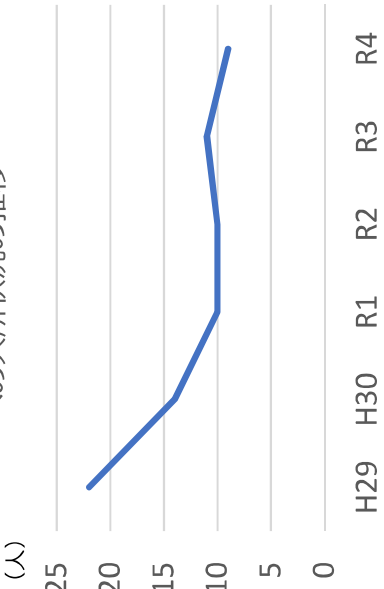
※ 女性相談支援員（旧婦人相談員）の配置について
売 春 防 止 法 ……市：委嘱することが「できる」、町：規定なし
困難女性支援法 ……市町村：置くよう「努める」



女性家庭センターへの相談件数



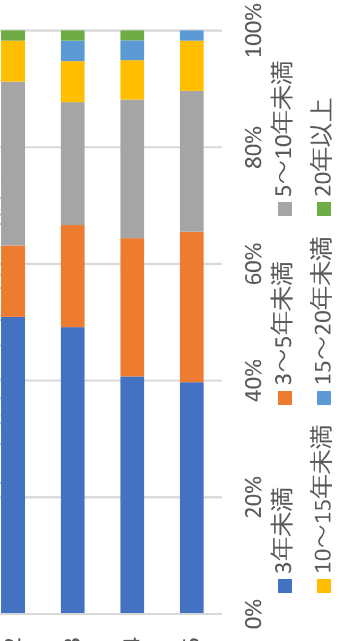
女性自立支援施設（旧婦人保護施設）への入所状況の推移



○ R5.4.1時点の自治体別の女性相談支援員（旧婦人相談員）配置状況等（単位：人）

自治体名	婦人相談員の配置状況 (人)	市町配置センターの設置 (参考)	庁内連携会議の設置
兵庫県	5	—	—
神戸市	11	○	○
姫路市	4	○	○
尼崎市	3	○	○
明石市	3	○	○
西宮市	3	○	○
洲本市	1	—	○
芦屋市	2	○	○
伊丹市	3	○	○
相生市	0	—	—
豊岡市	0	—	—
加古川市	3	○	○
赤穂市	0	—	—
西脇市	0	—	—
宝塚市	3	○	○
三木市	2	○	○
高砂市	0	—	—
川西市	5	○	○
小野市	2	○	○
三田市	3	○	○
加西市	1	○	○
丹波篠山市	0	—	—
養父市	0	—	—
丹波市	1	○	○
南あわじ市	0	—	—
朝来市	0	—	—
淡路市	1	—	—
宍粟市	1	—	—
加東市	1	○	○
たつの市	0	—	—
12町	12町全て未配置	猪名川町のみ配置	多可町、福崎町、香美町のみ配置
合計	58	17市町	25市町

婦人相談員の在籍年数の割合



困難な問題を抱える女性を巡る現状と課題

現時点の状況	対応すべき課題	取り組むべき項目 (5本の柱)
○県立女性家庭センターが行う主な相談支援は、電話と来所であり、全体の9割以上を電話相談が占めている。 ○女性相談支援員（婦人相談員）を配置している市町は19市のみ。 ※ 町は新法施行後に初めて配置が法定化 ○女性相談支援員の約4割は3年未満の経験者であり、経験が不足している。 ○一時保護件数及び人数は年々減少傾向にある。 ○DV等の被害者は増加傾向であり、生命又は心身の安全を図る必要がある。 ○DV等の被害女性や同伴児童は心的外傷を受けている可能性があり、精神的なダメージは長期にわたるため、心のケア等が必要となる。 ○一時保護者のうち1/3が同伴児童のいる者であるが、県立女性家庭センターでの支援は母親が中心である。 ○母子の保護期間が長期にわたる場合、同伴児童の学習への遅れや外出制限による心身への影響が懸念される。 ○母親の心身のダメージが強い場合、養育を十分に行えない可能性がある。 ○県内41市町のうち24市町が市町配偶者暴力支援センターを未設置、16市町が庁内連携会議を未設置（困難な問題を抱える女性への支援と関係の深いDV対策の体制が不十分）。 ○困難な問題を抱える女性を適切かつ円滑に支援するため、県・市町における支援調整会議の設置が法定化（努力義務）される。 ○県と連携をとる民間支援団体は神戸・阪神間に多く、地域的偏在が生じている。 ○一時保護件数が最も多いのは30～40代だが、若年女性（10～20代）の保護件数も比較的多い。 ○DV等の未然防止のため若い段階での知識習得が必要。	○支援を必要とする女性を早期に把握できるよう相談支援体制の強化 ○SNS等、若年女性でも相談しやすい体制整備 ○女性相談支援員の適正配置等、支援内容について相談できる体制 ○女性相談支援員の質の向上をめざす研修等への取組 ○DV等の被害女性の安全を守るため、避難先の確保 ○被害からの回復が必要な方や精神的な課題を抱える方への支援の充実 ○同伴児童への心のケア、学習を受ける権利の確保、養育の充実、親子関係の再構築 ○退所後の支援（施設等に相談することができる環境整備、施設等からの支援等） ○支援調整会議等、市町の体制整備の強化 ○民間支援団体の育成や継続した支援 ○民間支援団体の地域偏在の解消 ○若年者に対する啓発 ※ 大学生、専門学校生、高校生等	① 相談支援の強化充実 ② 安全確保 ③ 支援体制の確立 ④ 関係機関・民間との連携・協働 ⑤ 教育・啓発の推進等

5本の柱を中心とした支援の内容、推進に当たっての数値(成果)目標

- 基本計画において、5項目を計画の柱として支援施策に取り組んでいく。
- 現状及び課題を踏まえ、当期（令和6年度～令和10年度予定）の重点施策として2項目を設定する。

取組の項目	基本的な考え方	数値（成果）目標		各項目における県の主な取組
		項目	目標値	
①相談支援の強化充実 【重点】	売春防止法の「保護更生」から脱却し、被害者の人権を尊重し、県及び市町、民間団体等の関係機関が連携して、包括的かつ切れ目のない「本人中心」の支援を行うとともに、外国人や障害者等、マイノリティへの支援充実を図る。	女性相談支援員の配置	全市町	【県立女性家庭センターの相談体制】 ・(拡)一時保護中におけるカウンセリングの充実 ※心理相談、医療相談、法律相談等 ・(新)SNS等を活用した相談体制の構築 【市町の相談体制充実に向けた支援】 ・(拡)各種研修の充実、困難事案等への技術的助言 【その他相談体制の整備】 ・(新)困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築
②安全確保	性暴力や性的虐待、DV、ストーカー、帰宅による有害な影響、その他生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合等に一時保護を行う等、安全の確保の体制の充実を図る。	緊急一時保護委託先 民間シエルターへの活動支援	40か所 6か所	・民間シエルターも活用した一時保護の実施 ・女性自立支援施設、母子生活支援施設への入所 ・警察との連携
③支援体制の確立	被害者の希望や意思、人権を最大限に尊重し、経済面だけでなく、自立に向けたその人らしい暮らしの実現をめざし、心的外傷、差別等の経験による困難や生きづらさを抱えている者へのケアを行う。	県立女性家庭センターにおける法律相談 同医学相談 自立に向けた支援 同伴児童の学習支援を実施する女性自立支援施設等	150件/年 30件/年 80人/年 全施設	・(拡)一時保護中におけるカウンセリングの充実(再掲) ・(拡)同伴児童に対する支援の充実 ※心理的ケア、学習支援 ・(新)民間支援団体のICT化による地域支援の拡大
④関係機関・民間との連携・協働 【重点】	支援調整会議の設置により、関係者の連携強化を図るとともに、民間団体の支援の強みを活かしつつ、行政機関による広範な分野の多様な支援策と連携・協働することにより、より効果的な支援を展開していく。	支援調整会議の設置 民間支援団体の新規開設	全市町 5か所	【支援調整会議】 ・(新)「市町（地域）の支援調整会議」の設置推進 【民間との連携】 ・(新)民間支援団体との支援ネットワーク会議の設置 ・(新)民間支援団体の育成に関する支援 ・(新)民間支援団体のICT化による地域支援の拡大(再掲) ・(拡)課題を抱える妊産婦への支援プロジェクトの対象拡大の検討
⑤教育・啓発の推進等	困難な問題を抱える女性とその状況に置かれる社会的背景を、社会全体が理解する必要があることから、女性の人権を尊重し、女性に対する暴力根絶、性暴力被害防止についての教育や啓発、広報等に努める。	学生（大学・専門学校・高校等）向け啓発 DV防止出前講座	35校/年 10回/年	・県民への啓発の推進、若者の参画 ・(拡)デートDV防止対策の拡充等、若年層への啓発の強化 ・DV防止、人権、男女共同等に関する教育の推進